2027年 経理・労務の年間スケジュール（個人事業主（従業員あり・納期の特例なし））　1月～6月

日付	曜日	締切	メモ
1月4日	月	社会保険料の納付（2026年11月分）	本来の期限の12月31日（木）が休日のため、1月4日（月）です。
1月12日	火	源泉所得税の納付（2026年12月支払分）	本来の期限の1月10日（日）が休日のため、1月12日（火）です。
1月12日	火	住民税（特別徴収）の納入（2026年12月徴収分）	本来の期限の1月10日（日）が休日のため、1月12日（火）です。
2月1日	月	労働保険料の延納（2026年度 第3期）	厚生労働省が公表した2026年度の期限です（本来の期限は1月31日（日））。
2月1日	月	源泉徴収票の交付（2026年分）	本来の期限の1月31日（日）が休日のため、2月1日（月）です。
2月1日	月	法定調書合計表の提出（2026年分）	本来の期限の1月31日（日）が休日のため、2月1日（月）です。
2月1日	月	給与支払報告書の提出（2026年分）	本来の期限の1月31日（日）が休日のため、2月1日（月）です。
2月1日	月	社会保険料の納付（2026年12月分）	本来の期限の1月31日（日）が休日のため、2月1日（月）です。
2月1日	月	償却資産の申告（2027年度分）	本来の期限の1月31日（日）が休日のため、2月1日（月）です。
2月10日	水	源泉所得税の納付（2027年1月支払分）	
2月10日	水	住民税（特別徴収）の納入（2027年1月徴収分）	
3月1日	月	社会保険料の納付（2027年1月分）	本来の期限の2月28日（日）が休日のため、3月1日（月）です。
3月10日	水	源泉所得税の納付（2027年2月支払分）	
3月10日	水	住民税（特別徴収）の納入（2027年2月徴収分）	
3月15日	月	所得税の確定申告（2026年分）（2/16から）	
3月31日	水	消費税の確定申告（個人事業者）（2026年分）	
3月31日	水	社会保険料の納付（2027年2月分）	
4月12日	月	源泉所得税の納付（2027年3月支払分）	本来の期限の4月10日（土）が休日のため、4月12日（月）です。
4月12日	月	住民税（特別徴収）の納入（2027年3月徴収分）	本来の期限の4月10日（土）が休日のため、4月12日（月）です。
4月30日	金	社会保険料の納付（2027年3月分）	
5月10日	月	源泉所得税の納付（2027年4月支払分）	
5月10日	月	住民税（特別徴収）の納入（2027年4月徴収分）	
5月31日	月	社会保険料の納付（2027年4月分）	
6月10日	木	源泉所得税の納付（2027年5月支払分）	
6月10日	木	住民税（特別徴収）の納入（2027年5月徴収分）	
6月30日	水	社会保険料の納付（2027年5月分）	

日付は法令の決まりと内閣府の祝日から計算しています。決算月、納期の特例、市区町村の決まりなどで変わることがあります。

2027年 経理・労務の年間スケジュール（個人事業主（従業員あり・納期の特例なし））　7月～12月

日付	曜日	締切	メモ
7月10日	土	労働保険の年度更新（2027年度）（6/1から）	7月10日（土）は休日です。2027年度の期限はまだ公表されていません。7月10日が土曜日だった2021年度（令和3年度）は、7月12日（月）までとされました。厚生労働省の発表を確かめてください。
7月12日	月	源泉所得税の納付（2027年6月支払分）	本来の期限の7月10日（土）が休日のため、7月12日（月）です。
7月12日	月	住民税（特別徴収）の納入（2027年6月徴収分）	本来の期限の7月10日（土）が休日のため、7月12日（月）です。
7月12日	月	算定基礎届の提出（2027年）（7/1から）	本来の期限の7月10日（土）が休日のため、7月12日（月）です。日本年金機構の毎年のルールによる日付です。その年の提出期間は機構の案内で確かめてください。
8月2日	月	社会保険料の納付（2027年6月分）	本来の期限の7月31日（土）が休日のため、8月2日（月）です。
8月10日	火	源泉所得税の納付（2027年7月支払分）	
8月10日	火	住民税（特別徴収）の納入（2027年7月徴収分）	
8月31日	火	社会保険料の納付（2027年7月分）	
9月10日	金	源泉所得税の納付（2027年8月支払分）	
9月10日	金	住民税（特別徴収）の納入（2027年8月徴収分）	
9月30日	木	社会保険料の納付（2027年8月分）	
10月12日	火	源泉所得税の納付（2027年9月支払分）	本来の期限の10月10日（日）が休日のため、10月12日（火）です。
10月12日	火	住民税（特別徴収）の納入（2027年9月徴収分）	本来の期限の10月10日（日）が休日のため、10月12日（火）です。
10月31日	日	労働保険料の延納（2027年度 第2期）	10月31日（日）は休日です。2027年度の期限はまだ公表されていません。2026年度（令和8年度）は、10月31日が土曜日のため11月2日（月）とされました。厚生労働省の発表を確かめてください。
11月1日	月	社会保険料の納付（2027年9月分）	本来の期限の10月31日（日）が休日のため、11月1日（月）です。
11月10日	水	源泉所得税の納付（2027年10月支払分）	
11月10日	水	住民税（特別徴収）の納入（2027年10月徴収分）	
11月30日	火	社会保険料の納付（2027年10月分）	
12月10日	金	源泉所得税の納付（2027年11月支払分）	
12月10日	金	住民税（特別徴収）の納入（2027年11月徴収分）	
12月31日	金	簡易課税制度選択届出書の提出（2028年分から）	

日付は法令の決まりと内閣府の祝日から計算しています。決算月、納期の特例、市区町村の決まりなどで変わることがあります。